

復原性計算における通風筒の取扱いに関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 C 編, U 編及び V 編

改正事項

復原性計算における通風筒の取扱いに関する事項

改正理由

2019 年 6 月に開催された IMO 第 101 回海上安全委員会 (MSC101) において、損傷時及び非損傷時復原性計算における通風筒の取扱いに関する解釈を改める IMO Circular の改正が MSC.1/Circ.1535/Rev.1, MSC.1/Circ.1537/Rev.1 及び MSC.1/Circ.1539/Rev.1 として採択された。

これらの Circular の改正では、復原性計算における閉囲された車両積載区域及びロールオン・ロールオフ区域の通風筒の開口に対する取扱いが新たに規定された。

このため、復原性計算における通風筒の取扱いについて、MSC.1/Circ.1535/Rev.1, MSC.1/Circ.1537/Rev.1 及び MSC.1/Circ.1539/Rev.1 に基づき関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 風雨密の閉鎖装置を備える通風筒であって、運航上の理由から閉囲された車両積載区域及びロールオン・ロールオフ区域に給気を行うために常時開放しておく必要がある通風筒は、復原性計算において閉鎖されていない開口として考慮する必要がある旨規定した。
- (2) 前(1)が技術的に不可能な場合、主管庁の合意のもとで同等の安全性を確保する代替措置を用いて差し支えない旨規定した。

改正条項

鋼船規則検査要領 C 編 C4.2.3

鋼船規則検査要領 U 編 U1.1.3

鋼船規則検査要領 V 編 V2.2.1